

## <報道発表資料>

令和3年 4月26日

### 第49期埼玉県労働委員会会長及び会長代理の選任について

埼玉県労働委員会では、令和3年4月26日、知事から第49期埼玉県労働委員会委員が任命された後、直ちに臨時総会を開催し、会長及び会長代理を次のとおり選任しました。

#### ○会長 青木 孝明 (あおき たかあき) (新任)

現職 弁護士  
主要経歴 さいたま家庭裁判所家事調停委員  
埼玉県宅地建物取引業審議会委員  
さいたま市固定資産評価審査委員会委員

#### ○会長代理 甲原 裕子 (こうはら ゆうこ) (新任)

現職 弁護士  
主要経歴 さいたま家庭裁判所家事調停委員 (現職)  
埼玉県情報公開審査会委員 (現職)  
埼玉県建設工事紛争審査会委員

#### ■労働委員会とは？

労働委員会は、労働組合（労働者）と使用者との間の紛争を、中立・公正な立場で、迅速・円満に解決するために労働組合法に基づき設置された行政機関です。

労働委員会では、解雇や雇止め、賃金・労働時間をはじめとする労働条件などを巡る紛争が生じた場合の労使間の調整や、不当労働行為救済申立ての審査などを行っています。

#### ■労働委員会の構成

公益の代表者（公益委員）5人、労働者の代表者（労働者委員）5人、使用者の代表者（使用者委員）5人の合計15人の委員で構成されています。